

# 障害児施設部門のあり方について

- (1)療育福祉センターの障害児施設の新体系事業への移行について



# 障害児通所支援の概要

- 障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指す。
- 児童発達支援は、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。

## << 障害者自立支援法 >> 【市町村】

**児童デイサービス** 【8事業所】  
 昭光園(高知市)、アートセンター画楽(高知市)  
 療育福祉センター「える」(高知市)、旭福祉センター「あゆみ」(高知市)  
 東部障害者福祉センター「あゆみPasso」(高知市)、ウィッシュユカがみの(南国市)  
 Kidsたいよう(土佐清水市)、ぶらうらんど長山田(日高村)

## << 児童福祉法 >> 【都道府県】

**知的障害児通園施設** 【1施設】 やいろ(南国市)

**難聴幼児通園施設** 【1施設】 療育福祉センター(高知市)

**肢体不自由児通園施設(医)** 【1施設】 療育福祉センター(高知市)

## << 予算事業 >>

**重症心身障害児(者)通園事業** 【3か所】  
 土佐希望の家(南国市)、国立高知病院(高知市)、幡多希望の家(宿毛市)

※(医)とあるのは医療を提供

## << 児童福祉法 >> 【市町村】

### 障害児通所支援

- 児童発達支援**
  - ・福祉型児童発達支援センター
  - ・児童発達支援事業
- 医療型児童発達支援**
  - ・医療型児童発達支援センター
  - ・指定医療機関※
- 放課後等デイサービス**
- 保育所等訪問支援**

※ 指定医療機関とは独立行政法人国立病院機構、若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。

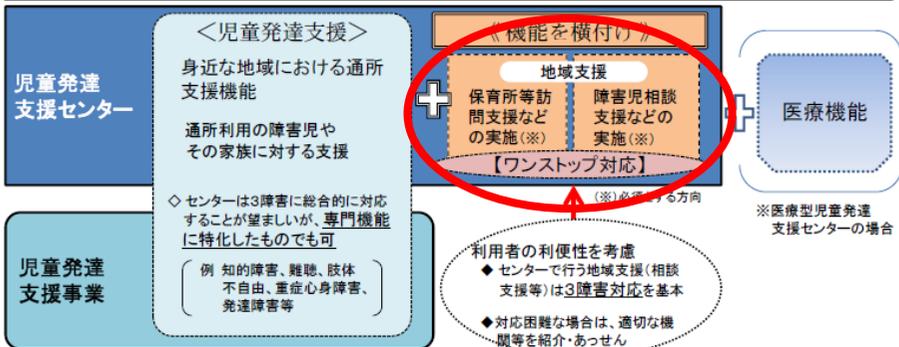
# 児童発達支援センターと事業について

〔法〕 児童発達支援は、〔 ①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」 ②それ以外の「児童発達支援事業」 〕の2類型

〔法〕 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設 → 「便宜を適切に供与することができる施設」と規定(予定)

## ○ センターと事業の違い

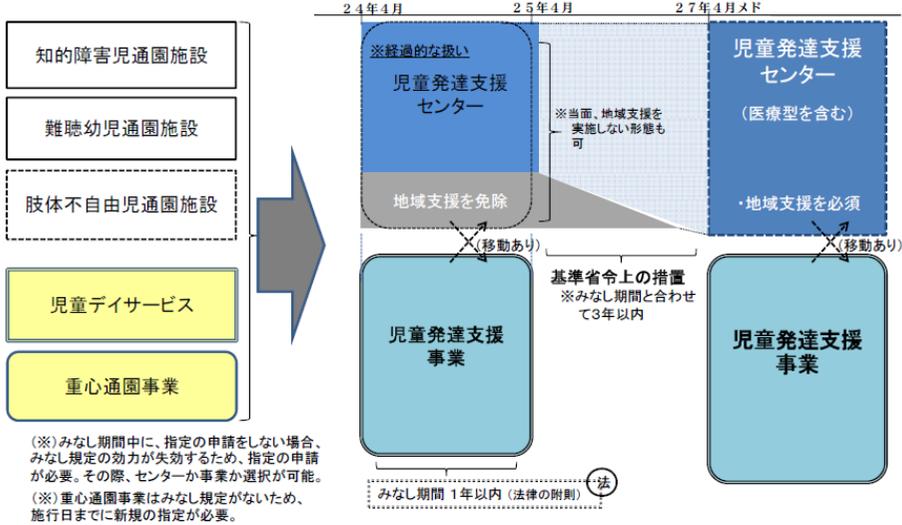
- センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
  - ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
  - ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



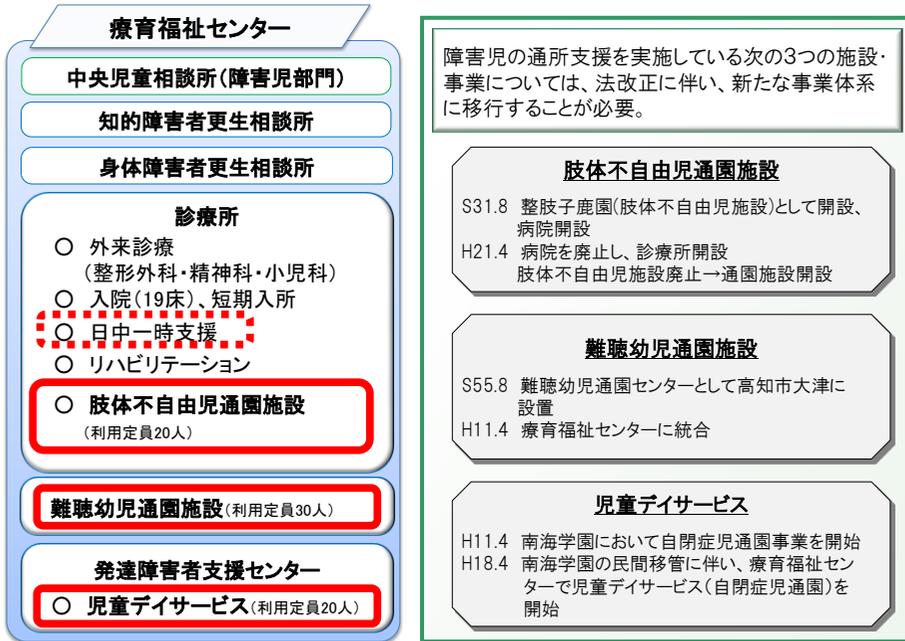
※出典:平成23年10月31日 障害保健福祉関係主管課長会議資料

## 移行に関する経過措置(案)

○ 児童発達支援は、法律の附則に「1年以内」とするみなし規定がある。  
 また、児童発達支援センターについては、地域支援を提供するための実施体制の整備などに一定の期間を要すると考えられることから、さらに基準省令上の経過措置を講ずる。(合わせて3年以内(平成27年3月末まで(予定)))



## 新体系事業へ移行が必要な施設・事業



## 新体系事業への移行の考え方

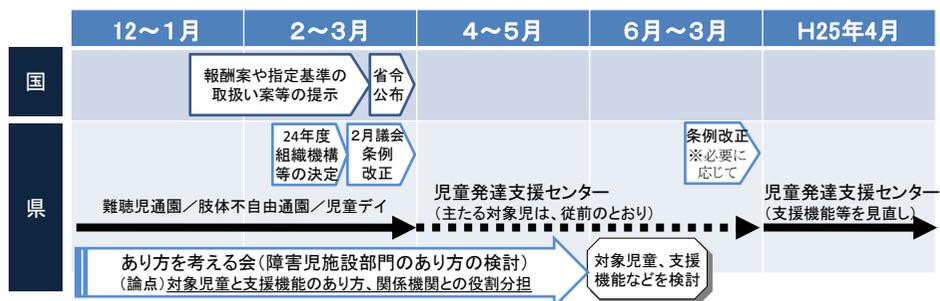
[平成24年4月1日]

- 国からの新体系事業の指定基準の解釈通知や報酬案等の提示が施行直前になる見込みであり、「あり方を考える会」における障害児施設部門の検討を踏まえた療育福祉センターの組織体制の見直し等の検討が十分に行えないため、平成24年4月1日には、現在の対象児童や支援機能のまま児童発達支援センター等に移行する。

ただし、現行の3施設の利用定員と実際の利用児童数については、大きな差があるため、移行後の児童発達支援センターの利用定員については、現在の利用状況等を踏まえて設定する。

[平成25年4月1日]

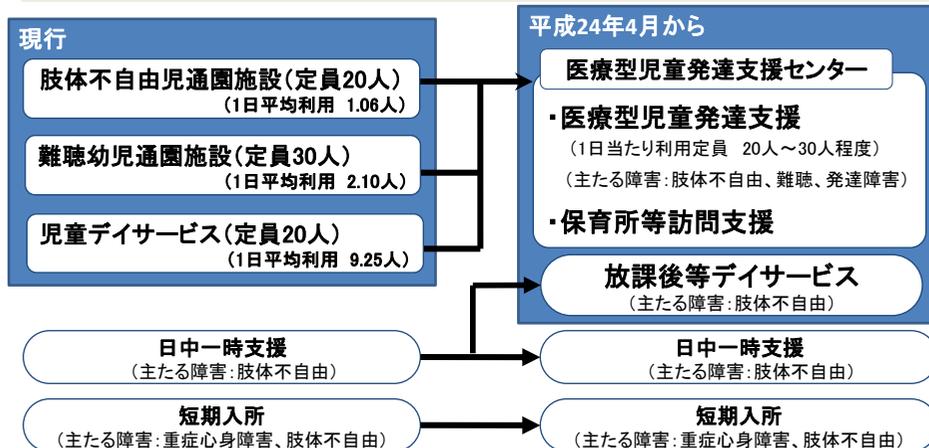
- 「あり方を考える会」の障害児施設部門の検討を踏まえて、児童発達支援センター等の対象児童や支援機能などを検討し、平成25年4月1日に見直しを行う。



## 平成24年4月の移行(案)

### ○現在の対象児童、支援機能のまま新体系事業に移行

- 肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設、児童デイサービスは、『医療型児童発達支援』に移行。(主たる障害は、引き続き、肢体不自由・難聴・発達障害とする)
- 難聴幼児通園部などで行っている『保育所等訪問支援』を実施。
- 放課後の支援については、市町村の財源措置が不安定(裁量的経費)な日中一時支援に加えて、市町村の財源措置が確実(義務的経費)な『放課後等デイサービス』を実施。



## ◎障害児施設部門のあり方の論点

- ☆ 改正法施行に伴う障害児施設・事業の一元化への対応
  - ・児童発達支援センターの対象児童と支援機能のあり方
- ☆ 関係機関との役割分担や連携、専門的支援のあり方

## 県内の障害児施設(通所型)の状況

- ・肢体不自由児通園施設と難聴幼児通園施設  
療育福祉センター(県内1か所のみ)

- ・児童デイサービス

8ヶ所 定員90人(平成23年12月1日現在)

(参考) 県内児童デイサービス指定事業者一覧

1	昭光園	高知市	10
2	アートセンター 画楽	高知市	10
3	高知県立療育福祉センター	高知市	20
4	旭福祉センター「あゆみ」	高知市	10
5	東部障害者福祉センター「あゆみPasso」	高知市	10
6	ウィッシュかがみの	南国市	10
7	Kidsたいよう	土佐清水市	10
8	ぶらうらんど長山田	日高村	10

- ・知的障害児通園施設  
「やいろ」(県内1か所のみ)  
定員20人:南国市

- ・重症心身障害児通園事業  
3か所

- ・基準該当児童デイサービス  
6か所

